

# 大阪市青少年育成功労者表彰実施要領

## 第1 趣 旨

地域において、多年にわたり青少年の健全育成に尽力・貢献した青少年育成者及び団体を表彰し、その活動を更に奨励するとともに、青少年の健全育成について市民の理解と意識の高揚を図るため、大阪市表彰規則（昭和53年大阪市規則第121号）第4条に基づき、大阪市青少年育成功労者表彰を行う。

## 第2 表彰の基準

青少年の育成のための以下の諸活動をおおむね10年以上行っている個人又は団体で、その功績が特に顕著であると認められるもの。

- ア 青少年の育成・指導
- イ 青少年団体の育成・指導
- ウ 非行青少年の善導
- エ 青少年を取り巻く社会環境の浄化
- オ その他、表彰することが適當と認められた活動

## 第3 推 薦 方 法

区長が別紙様式1（個人の場合）・別紙様式2（団体の場合）により推薦する。

## 第4 決 定

被表彰者は、上記第3の候補者の中から市長が決定する。

## 第5 表 彰

表彰は、毎年1回実施し、表彰状交付する。なお、表彰状文例は別添のとおり。

## 第6 表 彰 件 数

1区個人及び団体それぞれ1件

## 第7 そ の 他

この要領に定めるほか、必要な事項は別に定める。

## 附 則

この要領は、平成5年10月1日から施行する。

この要領は、平成6年9月30日から一部改正する。

この要領は、平成9年12月19日から一部改正する。

この要領は、平成14年11月29日から一部改正する。

この要領は、平成15年8月18日から一部改正する。

# 表彰状 殿

あなたは多年にわたり青少年の健全育成に尽力されその功績は誠に顕著であります

ここにこれを表彰します

平成 年 月 日

大阪市長

# 表彰状

殿

貴団体は多年にわたり青少年の健全育成に尽力されその功績は誠に顕著であります

ここにこれを表彰します

平成 年 月 日

大阪市長